



点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2 看護師等の員数 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの指定を受けている場合】	※ 指定訪問看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同一の事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	条例第65条 規則第22条 予防条例第65条 予防規則第23条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※ 指定訪問看護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同一の事業所で一体的に運営されている場合は、指定複合型サービスの人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 管理者	管理者は、常勤・専従（※1）の保健師又は看護師（※2）か。他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。	条例第66条 予防条例第66条	・資格証写 ・勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※1 管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。 ※2 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名（ ） ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名 事業所名：（ ） 職種名：（ ）					
	管理者は適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者か。	条例第66条 予防条例第66条	・履歴書 ・研修修了証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Ⅲ 設備基準</b>						
4	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられ、必要な設備及び備品等を備えているか。 ※同一敷地内に他の事業所がある場合は、必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えありません。	条例第67条 予防条例第67条	・設備、備品台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設備及び備品等【医療機関】	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な設備及び備品等を備えているか。	条例第67条 予防条例第67条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>IV 運営基準</b>							
5	内容及び手続の説明及び同意	事業所の重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 重要事項説明書の内容に不備等はないか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項	条例第79条（第9条準用） 規則第26条（第4条準用） 予防条例第75条（第51条の2準用） 予防規則第26条（第15条の2準用） 通知第3三3(2)（第3-3(2)準用）	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	条例第79条（第10条準用） 予防条例第75条（第51条の3準用） 通知第3三3(3)（第3-3(2)準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	サービス提供困難時の対応	利用申込者の病状、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、サービス提供が困難な場合には、当該利用申込者に係る主治の医師、居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者の紹介等の必要な措置を速やかに講じているか。	条例第68条 予防条例第68条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第79条（第12条準用） 予防条例第75条（第51条の5準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請の有無を確認し、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第79条（第13条準用） 予防条例第75条（第51条の6準用）	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	心身の状況等の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例第79条（第14条準用） 予防条例第75条（第51条の7準用）	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
11	居宅介護支援事業者等との連携	指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第69条 予防条例第69条	・情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		・利用者に関する記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	条例第79条（第16条準用） 予防条例第75条（第51条の9準用）	・利用者の届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	条例第79条（第17条準用） 予防条例第75条（第51条の10準用）	・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・訪問看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っているか。	条例第79条（第18条準用） 予防条例第75条（第51条の11準用）	・サービス計画表 ・サービス提供票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導しているか。	条例第79条（第19条準用） 予防条例第75条（第51条の12準用）	・身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項（サービス提供日及び内容、介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等）を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録しているか。	条例第79条（第20条準用） 予防条例第75条（第51条の13準用）	・サービス提供票、別表 ・業務日誌 ・訪問看護記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
17 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	条例第70条 予防条例第70条	・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。		・運営規程 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ているか。		・重要事項説明書 ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しているか。	条例第79条（第22条準用） 予防条例第75条（第52条の2準用）	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 指定訪問看護の基本取扱方針	訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われているか。また、介護予防訪問看護は利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	条例第71条 予防条例第76条	・訪問看護計画書 ・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 (指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)	サービス提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること等により、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう適切な働きかけに努めているか。	予防条例第76条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
21	指定訪問看護の具体的取扱方針	サービス提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護計画書</li> <li>・訪問看護記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		懇切丁寧にいき、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		条例第72条 規則第23条 予防条例第77条 予防規則第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		身体拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。	通知第3三3(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第72条 規則第23条 予防条例第77条 予防規則第27条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切に指導を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・指導を記録した書類等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特殊な看護等(広く一般に認められていない看護等)を行っていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22	(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)	サービス提供開始時からサービス提供が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行い、モニタリングの結果も踏まえつつ、介護予防訪問看護報告書を作成し、指定介護予防支援事業者に報告しているか。また、報告書を主治の医師に定期的に提出しているか。	予防条例第77条 予防規則第27条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの記録</li> <li>・報告の記録</li> <li>・診療記録(代用可)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		身体拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	主治の医師との関係	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っているか。	条例第73条 予防条例第78条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示書</li> <li>・訪問看護計画書</li> <li>・訪問看護報告書</li> <li>・診療記録(代用可)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		訪問看護の開始に際し、主治医の指示書を受領しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
24 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。	条例第74条 予防条例第74条	・ 訪問看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問看護計画書は居宅サービス計画等に沿った内容となっているか。又、計画作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更しているか。		・ 訪問看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その原案の主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。		・ 訪問看護計画書 ・ 同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書を利用者に交付しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護師等（准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。		・ 訪問看護記録 ・ 訪問看護報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。		・ 訪問看護計画書、報告書 ・ 訪問看護記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めているか。	通知第3三3(5)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 同居家族に対する訪問看護の禁止	看護師等が同居家族に対して訪問看護を提供していないか。	条例第75条 予防条例第71条	・ サービス利用票 ・ 訪問看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第79条（第27条準用） 規則第26条（第7条準用） 予防条例第75条（第52条の3準用） 予防規則第26条（第16条の2準用）	・ 市町村に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27 緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治の医師への連絡など必要な措置を講じているか。	条例第76条 予防条例第72条	・ 運営規程 ・ 連絡体制に関する書類 ・ 訪問看護の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28 管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われているか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例第79条（第56条準用） 予防条例第75条（第54条準用）	・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担表 ・ 業務報告書 ・ 業務日誌等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
29	<p>運営規程</p> <p>指定訪問看護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数（※1）及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時における対応方法 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項（※2） ⑧その他運営に関する重要事項 ※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制（責任者、研修）、発生時の対応</p>	<p>条例第77条 規則第24条 予防条例第73条 予防規則第24条 通知第3-3 (19)準用</p>	<p>・運営規程</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	<p>勤務体制の確保等</p> <p>利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めているか。</p>	<p>条例第79条（第32条準用） 予防条例第73条の2</p>	<p>・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>当該事業所の訪問看護師等によってサービスを提供しているか。</p>		<p>・勤務表 ・雇用契約書・辞令</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>訪問看護師等の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p>		<p>・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（カスタマーハラスメントを含む。R8.10月義務化予定）</p>		<p>・就業規則、ハラスメント指針等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	<p>業務継続計画の策定等</p> <p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>（策定日 年 月 日）</p> <p>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>業務継続計画に記載する項目</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第79条（第32条の2準用） 予防条例第75条（第55条の2の2条準用）</p> <p>通知第3三3(6)</p>	<p>・業務継続計画</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
31 業務継続計画の策定等	看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。 研修実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度) 訓練実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)	条例第79条(第32条の2準用) 予防条例第75条(第55条の2の2準用) 通知第3三3(6)	・研修・訓練記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32 衛生管理等	訪問看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	条例第79条(第33条準用) 規則第9条の2 予防条例第75条(第55条の3準用) 予防規則第17条の2 通知第3三3(7)	・健康診断の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っているか。		・衛生管理マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 開催日( 年 月 日)(前年度) ( 年 月 日)(前年度) ( 年 月 日)(今年度) ( 年 月 日)(今年度)		・議事録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (作成日 年 月 日) 指針に織り込む項目 平常時の対策 ・事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等発生時の対応 ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等、関係機関への連絡体制		・感染症の予防及びまん延防止指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 研修実施日 年 月 日(前年度) 年 月 日(今年度) 訓練実施日 年 月 日(前年度) 年 月 日(今年度)	・研修・訓練の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
33	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。(R7.4.1からはウェブサイトにも掲載すること)	条例第79条(第34条準用) 予防条例第75条(第55条の4準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例第79条(第35条準用) 予防条例第75条(第55条の5準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業時の取り決め等の記録</li> <li>・誓約書</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例第79条(第36条準用) 予防条例第75条(第55条の6準用)	・広告物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第79条(第37条準用) 予防条例第75条(第55条の7準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けているか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。  苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第79条(第38条準用) 予防条例第75条(第55条の8準用) 基準省令第74条(第36条準用) 通知第3三3(28)(第3一(24)準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・苦情に対する対応結果記録</li> <li>・指導等に関する改善記録</li> <li>・市町村への報告記録</li> <li>・国保連からの指導に対する改善記録</li> <li>・国保連への報告書</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存しているか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第79条(第39条準用) 予防条例第75条(第55条の9準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
39 事故発生時の対応	<p>事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況や措置について記録しているか。</p> <p>過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備しているか。</p> <p>→前年度の事故事例の有無： 有 ・ 無</p>	<p>条例第79条（第39条準用） 予防条例第75条（第55条の10準用）</p>	<p>・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしているか。</p> <p>→損害賠償保険への加入： 有 ・ 無</p>		<p>・損害賠償関係書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>		<p>・事故再発防止検討記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40 虐待の防止	<p>当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底しているか。 （開催日） 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>	<p>条例第79条（第40条の2準用） 規則第9条の3</p> <p>予防条例第75条（第55条の10の2準用） 予防規則第17条の3 通知第3三3(8)</p>	<p>・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 （作成日 年 月 日）</p> <p>指針に盛り込む項目 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>		<p>・虐待の防止のための指針</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

